

令和 2 年度 西宮市公共事業評価シート

【自己評価結果】

実施予定年度	R 3	年度 ~	R 8	年度		[新築]
事業名	東部総合処理センター破砕選別施設整備事業			実施箇所	西宮市鳴尾浜2丁目	
担当部署	局	環境局	部・室	環境施設部	課	施設整備課
総合計画	V 環境・都市基盤	2 生活環境	② ごみの減量・処理施設の整備			

事業の目的	〈事業実施の背景となる問題・ニーズ〉					
	平成9年に竣工した西部総合処理センター破砕選別施設および平成12年に竣工した東部総合処理センターペットボトル圧縮施設は令和2年度現在でそれぞれ23年、20年経過しており、耐用年数である20年を超えている。破砕選別施設については平成23年度から平成26年度に基幹設備を更新し、目標耐用年数を25年としたが、どちらの施設も建替えの検討時期になっている。令和8年にごみの分別区分が変更されることに合わせ、新しいごみ分別収集区分に対応した、リサイクル率の更なる向上を目指した施設を建設する。					
	〈対象〉					
	西宮市一般廃棄物(生活から生じる廃棄物および事業活動から生じるごみのうち産業廃棄物以外の廃棄物)のうち焼却処分するものと委託処分するもの以外のもの					
	〈成果(対象をどのような状態にしたいか)〉					
事業の目的・内容	令和8年度の新しいごみ分別区分に適した処理体制を整備し、リサイクル率を向上させる。					
	指標名(代表的なもの)	最終目標値設定の考え方・根拠	目標年度	単位	現在値	最終目標値
	施設でのリサイクル率の向上	現在資源回収率は30%程度で推移しているが、分別収集区分の変更と施設の最適化により、資源回収率は48%程度見込める試算ができたため48%を目標とする。	R10	%	30	48
計画概要	東部総合処理センター将来建設予定地へ年間ごみ量13,286tを処理することができる施設を建設する。 ごみ量内訳(缶・ペットボトル:2,182t、びん:3,354t、その他不燃ごみ:2,605t、粗大ごみ:5,145t) 参考施設規模:56t/日(缶・ペットボトル10t/日、びん13t/日、その他不燃ごみ10t/日、粗大ごみ23t/日) ※施設規模は事業者の提案を受けて決定する。 参考建築概要:建築面積:約6,200㎡、延床面積:約10,260㎡ ※建築規模は事業者の提案を受けて決定する。 建設予定地:西宮市鳴尾浜2丁目1番4(東部総合処理センター内将来施設用地約11,000㎡) 事業方式:DBO方式(運営期間20年) 処理方式: 缶・ペットボトル(袋収集) ⇒ 破砕袋 ⇒ 異物除去 ⇒ 機械選別にてペットボトル、スチール缶、アルミ缶に選別 ⇒ 圧縮保管 ⇒ 資源化業者へ びん(コンテナ収集) ⇒ 異物除去 ⇒ 手選別で色分け ⇒ 保管 ⇒ 資源化業者へ その他不燃ごみ(袋収集) ⇒ 破砕袋 ⇒ 小型家電、有価物、処理困難物、処理不適物、その他異物除去 ⇒ 粗大ごみと混合処理へ 粗大ごみ ⇒ 可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、処理困難物に分別 ⇒ 解体 ⇒ 有価物を回収 ⇒ 可燃物は焼却、残渣は最終処分へ 以上の処理フローで新しいごみ分別区分でのリサイクル率の向上を図る。また、見学スペースや啓発施設を設ける。					
	スケジュール	年月または年度	取組内容			
令和元年度以前		平成29年度 事業手法検討 令和元年度 循環型社会形成推進地域計画策定、環境大臣承認				
令和2年度		施設基本計画策定、生活環境影響調査 指定袋制度の導入及び分別区分の見直しに関するパブリックコメント実施				
令和3年度		生活環境影響調査、仕様書作成				
令和4年度		事業者選定 指定袋制度の導入				
令和5年度		設計、建設工事				
令和6年度以降		建設工事 令和8年度 供用開始、分別区分の見直し				

事業計画	予定事業費	7,815,239 千円	左記の内 国県支出(千円)	2,186,147	起債+一般財源(千円)	5,629,092
	事業による経済効果等	費用便益比(B/C) = - (国の指定算出方法に準拠) (算出が困難な場合は、期待される効果のみを記述) 事業方式をDBO方式とすることで長期間にわたる運営・維持管理を見通した施設設計、建設が可能になり、業務の効率化が図られ、事業全体のコスト削減効果が期待できる。リサイクル率の向上により、資源を活用し、循環型社会形成を図るとともに、埋立処分量を減らし、廃棄物処理に伴う環境負荷を抑える。				

必要性	平成9年8月竣工の西部総合処理センター破砕選別施設および平成12年10月竣工のペットボトル圧縮施設の老朽化に伴い施設の施設の長寿命化・老朽化対策が建替えが必要となる。長寿命化・老朽化対策を行った場合でも、新しいごみ分別区分の適正処理が困難であるため、リサイクル率の更なる向上を目的とし、新しいごみ分別区分に最適化された施設を建設する必要がある。
合理性	長寿命化・老朽化対策を実施した場合でも、新しいごみ分別区分に最適化することは極めて困難であり、一般廃棄物処理基本計画で建替えすることが決定されているため経済比較していない。近隣市の類似施設に比べ事業コストが割高であるが、建設費の上昇、既存杭の引抜き、埋立地であるため地盤改良や嵩上げが必要なことなどの理由により、施設の立地特性に応じたものとなっている。
位置・規模・構造	【用地の取得・借入】東部総合処理センター内に用地を保有している。【災害防止・環境保全】津波ハザードマップによると浸水地域であるので、浸水対策が必要である。【アクセスの確保】東部総合処理センターでは、焼却施設が稼働中であり、ごみ収集車の施設へのアクセスは支障がない。【都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性】昭和51年1月20日、西宮市告示第185号で、供用破砕機75t/5hとして、都市計画ごみ処理施設として都市計画決定された用地である。【敷地形状】同じ敷地に、焼却施設が稼働中であり、北側に面した道路より入場する際、交錯等動線の確保が必要である。 【建築物の規模】缶・ペットボトル処理ライン、びん処理ライン、その他不燃ごみ処理ライン、粗大ごみ処理ラインを適切に配置し、ごみの受け入れスペース、資源の搬出スペース、再生利用に必要な展示スペースなどを確保し、適切な規模の施設整備を行う。【敷地の規模】同敷地には、焼却施設が稼働中であり、当該施設を整備するには比較的狭い方であるが、構内道路を確保する等、入場車両の安全を確保できるように対応する。【機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)】缶・ペットボトル処理ライン、びん処理ライン、その他不燃ごみ処理ライン、粗大ごみ処理ラインのそれぞれのラインで、再資源化率向上、処理の効率化等、機能が十分発揮できるように、配置を計画する。
環境保全性・社会性	【地域性】ごみ減量・再資源化の意識の高揚を図る啓発施設を設けるとともに、見学スペースを確保し、環境学習の行える計画とする。 【環境保全性】騒音・振動、臭気に対応する施設を計画する。
機能性	【ユニバーサルデザイン】兵庫県「福祉のまちづくり条例」上の特定施設に該当するため、建築物移動等円滑化基準を満たす計画となる。 【防災性】災害時の防災拠点となるべく、処理の継続を行える強靱性を確保する施設を計画する。
懸案事項等	事業を実施しない場合の懸案事項等
	既存の西部総合処理センター破砕選別施設の老朽化が進み、致命的な故障が起こることにより、ごみ処理ができなくなる。結果として、市民からのごみの搬出を制限することになり、市民生活に多大な影響を与える。また、長寿命化・老朽化対策を行った場合でも、令和8年度に分別収集区分が変更になるため、新しいごみ分別収集区分に対する適正処理が困難になり、リサイクル率が低下する。
事業を実施した場合の懸案事項等	西宮浜にある既存の西部総合処理センター破砕選別施設の機能が鳴尾浜へ移ることになるため、ごみ収集車が鳴尾浜へ行き来する機会が増え、周辺の交通へ影響する。

令和 2 年度 西宮市公共事業評価シート

事業名	東部総合処理センター破砕選別施設整備事業
-----	----------------------

【委員会評価結果】

[1:計画どおりの実施が望ましい 2:計画の一部見直しが見望ましい 3:計画の大幅見直しが見望ましい 4:実施の見送り、中止が妥当である]

評価委員会の総合判断	1	計画どおりの実施が望ましい
	評価委員会の総合的な意見	
<p>本事業については計画どおり実施することが妥当と判断する。 ただし、事業の実施にあたっては、以下の意見を附す。</p> <p>(1) 今後の人口減少・ゴミ減量化に対応した施設となるよう検討すること。 (2) 市民にとって親しみやすく、建築段階から市民の環境に対する意識を高めることができるような施設となるよう検討すること。</p>		